

# 地方からの提案個票

〈各府省第2次回答まで〉

通番	ヒアリング事項	個票のページ
28	計量法に規定する検査期間の延長	1～8
30	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲	9～13
12	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任	14～16
35	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲	17～19
38	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大	20～22
9	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲	23～25

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

通番28

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】**  
特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。  
実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。  
平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。  
また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。

## 根拠法令等

## 各府省からの第1次回答

計量法の規制対象となる特定計量器の構造については、型式ごとに承認(型式承認)を受けることが可能だが、非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化するため、適正な取引又は証明を行うためには定期的に計量誤差を確認する必要がある。加えて計量性能の劣化は、使用状況・条件(使用頻度、質量、環境等)によっても異なるため、個々の計量器毎に定期的に確認を行う必要があり、さらには型式承認後に不正な調整が行われた非自動はかりを排除するためにも、2年に一度の定期検査を実施している。加えて、国際的な類似の制度においてもはかりの定期検査周期は1～2年程度となっている。また、定期検査の周期の妥当性については、実施主体である都道府県、特定市、指定定期検査機関の不適合率も調査する必要がある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特定計量器(質量計)については、近年、計量器の信頼性が高まっていることに加え(本市不合格率1%以下)、定期検査や商品量目立入検査、普及・啓発事業の実施等により、特定計量器使用者の計量管理意識も格段に向上していると考ええる。

例えば、本市内大手スーパーなどにおいては、計量法より厳しい量目公差基準を自社で定め、同基準による計量を実施したり、自主的にメーカーの定期的なメンテナンスを実施したりしている。

また、水場など性能劣化が想定される環境下で計量器を使用する事業所では、適宜計量器の買い替えも進められている。

このように、事業者の意識も高まり、日頃から適正な計量を行うための適切な対応がなされており、これは当然本市内事業所に限ってのことではないと思慮される。

さらに、近年の厳しい消費者目線も鑑み、不正な調整は事業者にとってデメリットが大きく、定期検査期間の延長が直接不正な調整につながるとも考えられない。

このようなことから、全ての質量計に一律、2年に1度の定期検査が義務付けられるのではなく、一般消費者への影響や使用実態に配慮した規制緩和の検討が必要と考える。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

鹿角市、由利本荘市、茂木町、豊橋市、新居浜市、東温市、久留米市、中津市

- 検査に対応する職員数も少なく、検査の不合格率も1.2%と低いため、検査周期を延ばすよう緩和してほしい。
- 検査に不合格になる特定計量器は1%以下に留まっていることから、適正計量は確保されていると考える。このため、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。
- 平成26年度検査における不合格率は0.9%(検査個数1,193個、不合格数11個)であるなど、計量器の精度が著しく向上していると認められることから、規制緩和が必要と考える。
- 計量器の信頼性が近年高まっているにもかかわらず、特定計量器の定期検査は2年に1回と変わっていない。検査の不合格件数は、直近で54件中1件と2%未満であり、検査期間の延長が必要ではないかと考える。
- 特定計量器定期検査の不合格率が低く、特定計量器自体の精度も高く、信頼性が高まっている。検査周期を2年に1回より、さらに延長することは必要であると考えている。
- 定期検査の不合格率は1%程度で推移しており、計量器によるトラブルもないことから、検査周期を延ばすことが可能だと考える。
- 臨時職員を含む3名の兼務職員で定期検査を行っており、検査期間中は他の業務に対応することができず、大きな支障となっている。
- 平成27年度の実施状況 実施期間:6月18、19、22日(3日間) 検査台数:132台 不合格台数:2台 不合格率:1.5%
- 検査に立ち会った者から見ても、近年の計量器の信頼性は高まっているように思える。
- 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられており、2地域に分けて隔年で実施している。現在の特定計量器の信頼性は各段に向上しており、『検査に不合格になる特定計量器は、

1%以下(うち平成12年以前に製造の計量器が9割)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。』ことから、検査周期の見直しが必要ではないかと考える。

○支障事例については、左記に同じ。以下、補足事項。

適正な計量を確保したうえで、事務の簡素化に資するための規制緩和の流れには賛成する。

しかしながら、所有者の管理意識及び計量器の使用環境が、個々の所有者間で差があることから、管理環境が一定水準以上にあるもののみ規制緩和の対象とすべきと考える。

提案に全面的に賛同しているものではない。

○保健部門が管理している体重計だけでも18個あり、赤ちゃん健診で使用する特殊な形をしているため、定期検査会場に運ぶためには、車数台で複数の職員が従事しなくてはならず、2年に1回とはいえ負担となっている。また、検査の日はその体重計が使用できないため、業務の遂行の支障にもなっている。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

安全確保の観点から見直しに慎重な意見が多数あり、提案は慎重に検討すべきである。

### 【全国市長会】

特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○定期検査期間については国際基準に定めが無いものと認識しており、海外においても定期検査自体を行っていない国もあるなど、2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えず、検査期間を延長しても問題ないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

### (1)提案団体・共同提案団体の指摘について

提案団体及び共同提案団体(このうち特定市は3市のみ)は、非自動はかりの使用者の計量管理意識の向上の理由により、定期検査の不合格率は概ね1%程度にまで低下してきていると指摘しているが、8月19日付けの当省の回答のとおり、平成5年以降、不合格率は概ね1%程度で推移しており顕著な変化はない。計量管理意識の向上については、これは国、地方自治体、計量関係機関・団体、メーカー等を通じて、今後も引き続き努めていくべきものであり、定期検査の周期の延長とは別の議論である。

また、本件について、全国知事会から「見直しに慎重な意見が多数あり、提案は慎重に検討すべき」、全国市長会から「特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること」という意見が提出されているように、常に適正な計量の実施を確保することは自治体にとっても極めて重要と考えられていることに留意すべきである。

### (2)提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について

計量器に関する国際機関として国際法定計量機関(OIML)があり、国際的な計量器の技術基準を定めている。各国はその基準を遵守する義務があり、そのため必要な検査の周期は各国が判断することとしている。御指摘のとおり、定期検査の周期自体は国際基準で定められていないが、主要各国とも、周期を1~2年に設定しているのが現状である。例えば、独においては、日本と同様に2年の周期で、初期検定と定期検査を統計上区別していないが、不合格率は1~2%程度となっている。

したがって、正確計量が担保されているか、消費者等の不利益がないかなどの視点を欠いたまま、「2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えない」という理由のみで、「検査期間を延長しても問題ない」という結論を出すのは合理性を欠く。(別紙あり)

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

通番28

管理番号	161	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	特級基準分銅の検査証印有効期間の延長				
提案団体	岐阜市				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年と緩和していただきたい。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託の場合は5万円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。

※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこととなっている。

加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。

経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSS35の校正証明書や民間による第三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実してきていることや、ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。

特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。

## 根拠法令等

計量法第104条第2項  
基準器検査規則第21条の二のハ

## 各府省からの第1次回答

特級基準分銅は、基準分銅の中で最上位に位置づけられ、下位の分銅の精度確認及び精度の高いはかりの精度確認に用いられるものであり、自治体内のすべての非自動はかりの定期検査において基準となる分銅である。

分銅は、その使用頻度にもよるが質量が徐々に減少することが知られており、1級基準分銅よりもその許容誤差(公差)が1/3以内と極めて高い精度が求められることから、1級基準分銅と同じ有効期間(5年)とするのは適切ではない。

また、同程度の分銅の校正周期は、日本の民間の校正制度である計量トレーサビリティ(JCSS)制度においては3年、諸外国においては1~2年としていることから、現在の3年は妥当である。さらに、分銅は、古くから金属の塊であり、技術進歩や使用頻度によって、その有効期間の延長の可否を検討する類のものではなく、3年程度でその精度確認を定期的に行うのが適切である。

なお、基準器(特級基準分銅)については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないものではないため、提案市において特級基準分銅の使用頻度が少なく、使用頻度に比して輸送コストの負担感が生じているということであれば、県も含めた周辺自治体による基準器検査の協力体制を検討することも一案。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

岐阜市が所有する特級基準分銅は、平成12年度に購入したものであるが、例えば、20kgの場合、購入から現在までの約15年間で、計4回の基準器検査を受検したが、過去の成績書にも記載されているとおり、すべての検査項目において器差は0であった。

貴省の1次回答のとおり、特級基準分銅については、極めて高い精度を維持しなければならないのであるが、使用頻度、環境条件、保管方法等が適切であれば、本市の事例のように長期間、正確に精度を保つことは可能である。

また、諸外国との比較については、貴省の回答に記載されているように各国において制度が異なるため単純に比較できるものではなく、法の目的である精度の維持が達成されるのであれば、現行の3年とする必要はないとも考えられる。

期間経過により質量の誤差が生じる可能性よりも、むしろ、特級基準分銅が輸送時に損傷を受けること等による誤差の可能性の方が高いのではないかと考えられ、基準器検査期間を5年に緩和していただきたい。

なお、周辺自治体による基準器検査の協力体制については、本市でも岐阜県と検討するところであるが、その場合であっても県は検査を受ける必要があり、費用負担に係る支障以外の支障(損傷等のリスクなど)は解消されない。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

—

○提案内容と同じ支障事例 校正施設への輸送に多くの費用が必要であること。

○同様に特級基準分銅の使用頻度は低く、摩耗等の可能性も極めて低い状況にある。そのため、有効期間5年への緩和は妥当であると考えます。

○支障事例については、左記に同じ。以下、補足事項。

基準器(特級基準分銅)検査を受検するための輸送費用、検査期間、輸送による毀損リスク等を考慮し、規制緩和の流れには賛成する。

しかしながら、特級基準分銅は、特に高度の精度が要求されるものであることから、保管環境、手入れ等の管理が万全であることが担保される場合にのみ有効期限を延長すべきと考える。

提案に全面的に賛同しているものではない。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案の趣旨を踏まえ、負担軽減について検討を行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○国際基準に適合する精度を担保できる検査体制を確保する視点から、国際比較を踏まえつつも、自治体の負担が過度のものとならないよう、合理的な期間設定をしていただきたい。  
(提案団体においては、産業技術総合研究所関西センターの廃止により、検査のための輸送に係るコストやリスクが増大していることに留意すべき。)

○第1次回答において、「提案市において特級基準分銅については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないものではない」との指摘があったが、質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある。  
特定市町村には基準器検査の権限が無いため、特級基準分銅に誤差が生じても、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい。  
また、平成5年以前の非自動はかりの定期検査で、市部と郡部で使用頻度が異なることを理由に検査期間を1年と3年に分けており、使用状況に応じて検査期間を分けていた例もある。  
輸送による損傷等のリスクも考慮して、特定市町村の有する特級基準分銅については検査期間を延長するべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

### (1)提案団体・共同提案団体の見解について

提案市は「過去4回特級基準分銅の基準器検査に合格した」と指摘しているが、特級基準分銅は非自動はかりの定期検査制度の根幹をなすものであり、本来、合格することが当然なものである。  
提案市・共同提案団体は管理・保管方法等が適正であれば基準器検査の周期を延長しても良いのではないかと指摘している。しかし、特級基準分銅は厳重に管理・保管されていなければならないため、自治体ごとにその程度に軽重があってはならないため、管理・保管方法の軽重に基づき基準器検査の周期に差異を設けることはできない。  
提案市・共同提案団体は輸送による損傷リスクの可能性を指摘しているが、特級基準分銅を運搬する際には、十分な緩衝材を詰めた専用の輸送ケースに入れて運搬されており、実際に輸送の際に振動や温度変動などで質量の値が変動することは考えにくく、受取側の産総研において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。

### (2)提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について

「質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある」との指摘について、特定市は、自ら特級基準分銅を保有し、自主検査をする義務はなく、都道府県に対して、当該特定市が保有する1級実用基準分銅の精度確認を依頼すればよい。  
「特級基準分銅に誤差が生じても、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい」という指摘についてはその趣旨が不明であるが、都道府県も非自動はかりの定期検査の実務では実用基準分銅を用いており、実用基準分銅の精度確認としては都道府県も特定市も同様である。しかし、大都市圏の特定市(政令指定都市を含む。)は県の規模を超えるところもあり、一概に特定市は都道府県より「影響が小さい」ということにはならない。  
当該視点には、平成5年の計量法改正前の非自動はかりの定期検査周期において、使用頻度が異なることを理由として、市部と郡部の検査期間を分けていたことが示されている。専門委員において、特定市の基準器検査の周期を使用頻度によって分けるべきという見解であるならば、非自動はかりの定期検査制度の根幹としての特級基準分銅は頻繁な使用を想定しておらず、そもそも使用頻度で分けるようなことは考えられない。(別紙あり)

## 地方分権改革における第2次回答について

平成27年9月14日  
計 量 行 政 室

### 1. 特定計量器（質量）定期検査周期（2年に1回）の規制緩和

#### （1）提案団体・共同提案団体の指摘について

- 提案団体及び共同提案団体（このうち特定市は3市のみ）は、非自動はかりの使用者の計量管理意識の向上の理由により、定期検査の不合格率は概ね1%程度にまで低下してきていると指摘しているが、平成5年以降、不合格率は概ね1%程度で推移しており顕著な変化はない。
- 計量管理意識の向上については、これは国、地方自治体、計量関係機関・団体、メーカー等を通じて、今後も引き続き努めていくべきものであり、定期検査の周期の延長とは別の議論である。
- また、本件について、全国知事会から「見直しに慎重な意見が多数あり、提案は慎重に検討すべき」、全国市長会から「特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること」という意見が提出されているように、常に適正な計量の実施を確保することは自治体にとっても極めて重要と考えられていることに留意すべきである。

#### （2）提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について

- 計量器に関する国際機関として国際法定計量機関（OIML）があり、国際的な計量器の技術基準を定めている。各国はその基準を遵守する義務があり、そのため必要な検査の周期は各国が判断することとしている。御指摘のとおり、定期検査の周期自体は国際基準で定められていないが、主要各国とも、周期を1～2年に設定しているのが現状である。例えば、独においては、日本と同様に2年の周期で、初期検定と定期検査を統計上区別していないが、不合格率は1～2%程度となっている。
- したがって、正確計量が担保されているか、消費者等の不利益がないかなどの視点を欠いたまま、「2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えない」という理由のみで、「検査期間を延長しても問題ない」という結論を出すのは合理性を欠く。

### 2. 特級基準分銅の検査証印有効期間の延長

#### （1）提案団体・共同提案団体の見解について

- 提案市は「過去4回特級基準分銅の基準器検査に合格した」と指摘しているが、特級基準分銅は非自動はかりの定期検査制度の根幹をなすものであり、本来、合格することが当然なものである。仮に、特級基準分銅の検査周期を延長して、本来不合格となるべき狂いの生じた特級基準分銅によって、連鎖的に実用基準分銅が不正確に精度確認されてしまった場合はとりかえしがつかず、定期検査の信頼性全体が揺らぎかねない。
- 提案市・共同提案団体は管理・保管方法等が適正であれば基準器検査の周期を延長しても良いのではないかと指摘している。しかし、特級基準分銅は厳重に管理・保管されていなければならないため、管理・保管方法の軽重に基づき基準器検査の周期に差異を設けることはできない。仮に、自治体の基準分銅等の管理・保存方法が適切であるかどうかを個別に検

証する場合には、そのための膨大な行政コストが別途発生することになる。

- 提案市・共同提案団体は輸送による損傷リスクの可能性を指摘しているが、特級基準分銅を運搬する際には、十分な緩衝材を詰めた専用の輸送ケースに入れて運搬されており、実際に輸送の際に振動や温度変動などで質量の値が変動することは考えにくく、受取側の産総研において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。
- 提案市は県との協力体制を検討しているようであるが、当省がかねてから指摘しているように特定市は特級基準分銅を保有する義務はない。なお、提案市は県が基準器検査を受ける必要があることを指摘しているが、計量法関係法令上、都道府県に基準器検査義務が課せられている以上、輸送に係るコストが生じることは避けられない。

(2) 提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について

- 「産業技術総合研究所関西センターの廃止」は当時の独法人改革の一環で産総研の業務効率化の下で進められたものである。産総研がどこで基準器検査を実施するにしても、それぞれの自治体において輸送に係るコストが生じることはある程度避けられない。
- 「質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある」との指摘については、当省がかねてから指摘しているように、特定市は、自ら特級基準分銅を保有し、自主検査をする義務はなく、都道府県に対して、当該特定市が保有する1級実用基準分銅の精度確認を依頼すればよい。
- 「特級基準分銅に誤差が生じても、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい」という指摘についてはその趣旨が不明であるが、都道府県も非自動はかりの定期検査の実務では実用基準分銅を用いており、実用基準分銅の精度確認としては都道府県も特定市も同様である。しかし、大都市圏の特定市（政令指定都市を含む。）は県の規模を超えるところもあり、専門委員において、特定市は都道府県と比較して特級基準分銅の精度が劣っていても構わないという見解であれば話は別であるが、一概に特定市は都道府県より「影響が小さい」ということにはならないのではないか。
- また、当該視点には、平成5年の計量法改正前の非自動はかりの定期検査周期において、使用頻度が異なることを理由として、市部と郡部の検査期間を分けていたことが示されている。これは、平成5年の計量法改正において非自動はかりの市部と郡部の検査周期を一律2年にしたものであり、その理由として、郡部の市街地化が進展し、使用頻度について区別する必要性がなくなったためである。専門委員において、特定市の基準器検査の周期を使用頻度によって分けるべきという見解であるならば、非自動はかりの定期検査制度の根幹としての特級基準分銅は頻繁な使用を想定しておらず、そもそも使用頻度で分けるようなことは考えられない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

通番30

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

## 求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲  
(参考)  
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。  
ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。  
(参考)  
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

#### 全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

#### 各府省からの第2次回答

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。

このような中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討していく考え。

#### 4 【農林水産省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24 法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(経済産業省と共管)

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に関するものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

通番30

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

## 求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲  
(参考)  
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。  
ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。  
(参考)  
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

#### 全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1

#### 各府省からの第2次回答

農林水産省の地方支部局の事務権限を都道府県に委譲するのか否かについては、農林水産省で判断されるべきものであって、中小企業庁が農林水産省の判断に意見することはできないと考える。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

##### 4【経済産業省】

(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(農林水産省と共管)[再掲]

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。